

史跡 恒川官衙遺跡 保存活用計画原案について

教育委員会事務局
(生涯学習・スポーツ課)

1. 計画内容

○本書は「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画(原案)」のとおり

○概要は「原案説明資料」のとおり

2. 計画策定のスケジュール

日 程	内 容
12/11	市議会社会文教委員会協議会（原案説明）
12/22～1/21	パブリックコメント（意見公募）
1 月下旬	座光寺地域協議会（諮問）
2 月中旬	第 9 回史跡専門委員会（案のまとめ）
3 月上旬	文化財審議委員会（案の説明・協議）
3 月中旬	定例教育委員会（最終決定）

『史跡 恒川官衙遺跡 保存活用計画』原案説明資料

飯田市教育委員会事務局
(生涯学習・スポーツ課)

1. 保存活用計画とは

保存活用計画では、まず、史跡恒川官衙遺跡の価値及び価値を構成している諸要素を明らかにし、次にそれらを将来にわたり適切に保存管理していくための方針と保存管理に影響を及ぼす現状変更等の取扱い基準を定めます。その上に立って、史跡の価値や魅力を広く伝えて活用していくための整備活用方針、さらには、多様な主体との連携・協働による管理運営方針を示します。

飯田市教育委員会では、平成 26 年 7 月に有識者と座光寺地域自治会から推せんいただいた方々により「恒川官衙遺跡 史跡専門委員会」を組織し、これ以降、文化庁及び長野県教育委員会事務局からも指導、助言者の出席を求めて 8 回にわたる委員会を開催し、計画原案を検討し作成を進めてきました。

この資料は、この委員会での協議を経てまとめた保存活用計画原案の概要を説明したものです。原案について広くご意見をいただき、必要な加筆、修正を加え、平成 27 年度末までに保存活用計画を完成させる予定です。

なお、本計画は、現時点における指定地等の状況に即して策定するものであり、概ね 10 年毎に見直しを行います。

2. 史跡の概要

座光寺地域の国道 153 号を挟んだ一帯に広がる「恒川遺跡群」のうちの、奈良から平安時代にかけて古代伊那郡を治めていた郡役所（伊那郡衙）に関連する遺構・遺物の分布が判明した範囲の一部が、古代国家の地域支配の実態を知る上で重要な遺跡と認められ、平成 26 年 3 月 18 日に「恒川官衙遺跡」の名称で国の史跡に指定されました。現在の指定面積は約 3.8ha です。

史跡の位置に伊那郡衙が造営された背景には、地形（天竜川に近い低位段丘上で災害の危険が少なく、広い平坦面が確保できる場所）、地下水（豊富な湧水と井戸の掘削により容易に水が得られる場所）、歴史的環境（古墳時代に既に中央勢力であったヤマト王権の影響下にあった場所、古墳時代から日本の内陸交通の重要な位置にあり国づくりに重要な役割を果たしていた場所）等があります。

恒川官衙遺跡については、昭和 52 年の国道 153 号のバイパス区間の建設に先立つ発掘調査以来、現在まで調査を重ねてきており、正倉（税として納められた稲穂等を保管していた倉庫）が建ち並んでいた正倉院や、給食施設である厨、国の役人等が宿泊した館、役所の範囲や正倉院の範囲を区画する溝、政治的な意味をもつ祭祀を行っていた祭祀場を中心とした郡衙関連施設の遺構を確認しています。史跡指定地を含む恒川遺跡群からは、役所で使用された硯や食器類、さらには、炭化米や、铸造量が限られ都で使用された和同開珎銀銭や富本銭が出土しています。また、文献上に、天皇から高い位を与えられた人物が伊那郡衙の大領を勤めていた記録があります。

3. 史跡の価値

史跡恒川官衙遺跡の本質的な価値は、伊那郡衙の遺構と遺物、史跡の立地に区分される各要素から下表のようにとらえられます。

これ以外の副次的な価値として、郡衙の成立以前や廃絶後の歴史をたどることができることと、自然災害やその後の土地利用の様子が明らかにできることがあります。

区分	価値を構成する要素	要素から導き出される史跡の価値
伊那郡衙の遺構と遺物	<ul style="list-style-type: none"> 礎石建物や掘立柱建物、溝等の遺構 炭化米、「官」「厨」の文字が墨書された土器等の遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な確認事例が限られている郡衙の構造や地方支配の実態を知ることができます。 ○古墳時代の社会状況から古代国家成立への展開などを探る手掛かりとなります。
	<ul style="list-style-type: none"> 恒川清水 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙における祭祀空間の様子と移り変わりを明らかにできます。
	<ul style="list-style-type: none"> 数多くの硯 	<ul style="list-style-type: none"> ○伊那郡衙が担った行政実務の多さをうかがうことができます。
史跡の立地	<ul style="list-style-type: none"> 信濃国の南端で、東山道最大の難所である「神坂峠」を越えた位置にある伊那郡 	<ul style="list-style-type: none"> ○都から東国への出入口に位置するという郡衙成立の立地特性を知ることができます。 ○官道と郡衙の関係を明らかにするうえで重要な手掛かりが得られます。
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡が立地する地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○段丘地形を利用した郡衙の立地条件を知ることができます。

4. 保存管理の基本方針

史跡恒川官衙遺跡を適切に保存管理するための基本方針は次のとおりです。

【保存管理の基本方針】

- 1) 国民の共有財産として恒久的に保存し未来にわたり確実に継承します。
- 2) 史跡を確実に保存活用するために公有地化を計画的に進めます。
- 3) 継続的な調査により郡衙の全体像の解明と追加指定を進めます。
- 4) 地域と協働した保存管理を行います。
- 5) 未指定地や周辺の歴史文化資産と一体化した保存管理を行います。

5. 現状変更の取扱い基準

史跡指定地において行う地面の掘削や盛土等の行為や、地面の状態変化をともなう行為をさす「現状変更」の取扱い基準を〔表1〕のとおり定めます。原則として、地下の遺構に影響を及ぼす現状変更は行えません。現状変更を計画した場合は、飯田市教育委員会事務局を窓口にした事前協議をしていただき、その内容によって発掘調査又は立会調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は保存のための措置について協議させていただきます。

6. 整備・活用の基本方針

史跡恒川官衙遺跡を後世に確実に保存継承するためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用を進めていく必要があります。

近接地にある高岡第1号古墳をはじめとする飯田古墳群の存在は、古代国家の成立過程において、伊那谷南部が重要な位置を占めていたことを示すものであり、両遺跡を関連づけて活用することにより、日本の古代社会の歴史を俯瞰することが可能となります。また、史跡の立地環境を活かして周辺の各時代に及ぶ歴史文化資産との一体的な活用を図ることにより、伊那谷の歴史文化を体感できる場となり、この地域から信濃国の歴史はもとより、我が国の大きな歴史の流れを照らし出すことも期待できます。

さらに、史跡を活用した学習や交流を地域住民と協働して進めることにより、史跡を人づくり・地域づくりの資源とすることも期待されます。

これらの点を踏まえ、整備・活用の基本方針を以下のように設定します。

【整備・活用の基本方針】

- 1) 史跡の保存継承を前提にした整備・活用を行います。
- 2) 史跡の存在と価値を情報発信します。
- 3) 地域を知る学びの場として整備・活用します。
- 4) 地域住民・市民等の憩い・交流の場として整備・活用します。
- 5) ひとつづくり・まちづくりの場となるよう整備・活用します。
- 6) 史跡周辺の歴史文化資産との一体的な整備・活用を図ります。
- 7) 地域から日本史を俯瞰できる場となるよう活用します。

7. 指定地等の地区区分と地区ごとの保存活用方針

史跡恒川官衙遺跡を適切に保存管理するため、遺構の状況及び地区の状況を考慮し、指定地を〔図1〕のとおり4地区(A1～A4)に、指定地以外の恒川遺跡群の範囲を3地区(B・C・D)に区分し、それぞれの地区における現状変更の取扱い、公有地化、史跡整備等の方針を〔表2〕のとおり示します。

8. 整備構想

史跡指定地における整備については、現状で確認されている伊那郡衙に関連する遺構の分布状況、そこから推定される郡衙関連施設の範囲、土地利用の現状や公有地化の進捗状況等を考慮し、各地区区分ごとに構想を示します。

また、指定地外の関連地区においても、史跡の保存管理及び整備・活用に有益となる整備を行います。

整備構想の概要は下表のとおりですが、整備計画の詳細については、今後策定する整備基本計画の中で明らかにします。

区分	地区	整備構想
史跡指定地	A1地区	<ul style="list-style-type: none"> ○恒川官衙遺跡の主要な価値の一つである正倉院を顕在化させて公開活用するため、公有地化を進め、正倉等の建物の復元や、地下にある柱跡を地上部に表示する等の整備を優先的に行います。 ○ベンチ等の便益施設も適所に配置するほか、地下に遺構のない区域については、野外での研修や行事等にも利用できる広場を整備します。 ○園路の整備も行い、指定地に接する市道と連結させ、恒川清水や史跡周辺の歴史文化遺産との回遊性を確保します。
	A2地区 A3地区	<ul style="list-style-type: none"> ○中・長期的な視野にたった整備・活用を進めます。 ○調査により確認された重要な遺構は将来的には整備を進められるよう保存するとともに、公有地化した区域については、遺構の内容や性格に応じて暫定的な整備を行います。
	A4地区	<ul style="list-style-type: none"> ○恒川清水については、清水の湧水個所と水溜まり部分の保存目的調査を実施したのち、現状の石垣による区画を活かし、水を湛えた景観の復元整備に優先的に取り組みます。 ○清水の景観を阻害する周囲の工作物等については、修景するなどして良好な景観を形成します。 ○清水に隣接する指定地は、調査により重要な遺構が確認できれば地上部への表示を検討し、全体としては、清水を眺められる緑地空間等として活用できるよう整備します。

史跡指定地外	恒川遺跡群の範囲	<p><ガイドンス施設整備地区></p> <p>○説明パネルや展示資料、映像等により、恒川官衙遺跡の概要・価値・魅力をわかりやすく案内するガイドンス施設を整備します。</p> <p>○駐車場、駐輪場、トイレ等の便益施設もあわせて整備します。</p> <p>○A1地区に近接し、車でのアクセスが容易な位置への整備を検討します。</p>
	高岡第1号古墳南西隅整備地区	<p>○「史跡ひろば」の名称で地域住民に親しまれ活用されている場所で、長野県史跡である高岡第1号古墳の墳丘の周囲をめぐる二重の周溝を確認しており、同古墳の範囲内にあります。</p> <p>○周溝の位置の地表面への表示を含めた園地整備を行います。</p> <p>○案内板・解説板を設置し、史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史文化資産を巡る動線拠点の一つとして整備・活用します。</p>
	市道整備地区	<p>○A1地区の中央を東西に横断する市道については、史跡公園と調和させた整備・活用を行います。</p> <p>○A1地区からA4地区(恒川清水一帯)に至る市道等についても、各地区への動線の明示と、景観との調和に配慮した舗装路面への改良・整備を検討行います。</p>

9. 史跡の活用

史跡を将来にわたって保存継承していくためには、史跡整備に加えて、史跡のもつ価値や魅力を広く伝える活用策を積極的に進めることが必要です。特に地域住民や市民に史跡への愛着と誇りをもってもらうための働きかけが欠かせません。また、史跡を市内外に広く周知するための情報発信も必要です。以下に活用に関する方針を示します。

【史跡の活用方針】

<史跡そのものの活用>

- 1) ふるさとを知り愛着を育む学びの場として活用します。
- 2) 地域の歴史文化を守り育む場として活用します。
- 3) 交流と文化発信の場として活用します。

<史跡を核とした活用>

- 1) 文化的観光資源としての活用を図ります。
- 2) 伊那谷の文化財・文化施設・観光施設との連携を図ります。
- 3) 内陸部における交通史を探る資料としての活用を図ります。
- 4) 多様な媒体を活用した情報発信を進めます。

【史跡活用のポイント】

☆ 恒川官衙遺跡は、その周辺に集まっている多様な歴史文化資産（高岡第1号古墳を中心とする古墳群、元善光寺、旧座光寺麻績学校校舎、麻績の里舞台桜、麻績神社、南本城城跡、耕雲寺の羅漢門、座光寺の石川除等）とつなげることで、伊那谷の成り立ちや特徴を知り、飯田の地から日本の歴史を体感できる場となり、資源価値がさらに高まります。歴史文化資源が集まったこの一帯の地域を『2000年浪漫の郷』と呼び、これら資産の活用を通じて、地域に新たな活力を生み出す地域づくりに、座光寺地域住民を中心とする市民の皆さんと行政の協働により取り組んでいきます。

「2000 浪漫の郷」は、約 2000 年前の弥生時代中期に伊那谷最大規模の集落が形成され、それ以降の各時代の歴史文化遺産が現在に伝えられ、それらに触れながら、飯田市のみならず、伊那谷、長野県、日本の歴史と文化の歩みを体感的に知ることができるエリアです。

10. 管理運営の基本方針

史跡恒川官衙遺跡の保存管理にあたっては、土地所有者や地域住民、関連行政機関との連携・協働が不可欠です。以下に史跡の管理運営に関する基本方針を示します。

【管理運営の基本方針】

- 1) 土地の権利者方々の理解と協力のもとに管理運営を行います。
- 2) 座光寺地域と連携・協働して保存管理の体制を構築し、管理運営を進めます。
- 3) 飯田市は史跡の管理団体としての役割を担います。
- 4) 文化庁、長野県教育委員会などの関連行政機関と連携し保存管理を進めます。

11. 今後の課題

【今後の課題】

- 1) 地域住民の理解を得ながら保存活用を進めていくための情報発信が必要です。
- 2) 恒川遺跡群内での調査を継続し遺跡の全容解明をしていくことが必要です。
- 3) 伊那郡衙の関連遺構が分布する地域について追加指定していくことが必要です。
- 4) 周辺の歴史文化資産の調査研究をさらに進め、史跡一帯の魅力向上が必要です。
- 5) 保存活用においては都市計画的手法の導入による遺跡保存の検討が必要です。
- 6) 関連開発事業・都市計画等との緊密な連携・調整が必要です。

表 1

史跡恒川官衙遺跡 指定地における現状変更等の取扱い基準

現状変更等の取扱いの共通事項		<p>※ 現状変更等とは、地面の掘削や盛土等の行為や、地面の状態変化をとまなう行為をさします。</p> <p>○地下遺構に影響を及ぼす現状変更等は原則としてできません。</p> <p>○指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会事務局を窓口にした十分な事前協議をしていただきます。</p> <p>○現状変更等は、内容によって発掘調査又は立会調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は保存のための措置について協議させていただきます。</p>
行為等		取扱い基準
建築物の新築等	新築 ※1	建築物の新築は原則としてできません。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする史跡公園の整備に関連する施設等で、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認められます。その場合は、建築物の構造・意匠等については、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとします。
	建替 ※2 増築 ※3	建築物の建替・増築は、現在の建築物が建っている宅地の範囲内で実施していただくものとし、事前に飯田市教育委員会を窓口にした協議を行っていただきます。内容により、保存目的調査又は立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないようにしていただきます。また、建替及び増築の場合は、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとさせていただきます。
	除却 ※4	現存の建築物を壊す場合は、飯田市教育委員会を窓口にした事前協議を行っていただきます。地下遺構への影響が最小限になるようにしていただきます。
工作物※5の新設等	新設・改修・除却	工作物の新設・改修・除却は、飯田市教育委員会を窓口にした事前協議を行っていただき、規模・構造・必要性等を勘案し、地下遺構に影響を及ぼさないようにしていただきます。その場合は、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとさせていただきます。
地形改変 土木工事	地形改変	地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や盛土等の地形の改変は原則としてできません。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする史跡公園の整備に関連する施設等で、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものについては認められます。その場合、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとします。
	道路の新設・拡幅	道路の新設・拡幅は原則としてできません。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする道路の新設・拡幅、住民の生命財産に関わる緊急車両の進入に必要な既存市道の拡幅は、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないものについては認められます。その場合、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとします。
	鉄道軌道の新設・拡幅	鉄道軌道の新設・拡幅は原則としてできません。
	埋設物の新設・改修	埋設物の新設は原則としてできません。ただし、諸法令に基づき公共・公益上必要な地下埋設物及び建築物の建替・増築に伴う上下水道管の新設及び改修は、事前協議のうえ地下遺構の保存に影響を及ぼさない位置・工法・設計であるものについては認められます。
	畑の天地返し	通常の耕作以上に地面を掘削して行う土壌改良は、教育委員会を窓口とする事前協議を行っていただきます。耕作地の耕土の表土と深土を入れ替える天地返しはできません。
	木竹の植栽・改植・抜根	木竹(果樹含む)の植栽・改植・抜根は、教育委員会を窓口とする事前協議行っていただきます。内容によって保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構の保存に影響を及ぼさないようにしていただきます。
調査・整備	伐採	伐採は、教育委員会を窓口とする事前協議を行っていただきます。史跡の保存に影響を及ぼさないようにしていただきます。
	発掘調査	史跡の保存整備に必要な保存目的調査、現状変更等に伴う保存目的調査は認められます。ただし、地下遺構の保存への影響を最小限にするよう配慮したものとします。
	保存整備	史跡の保存整備は発掘調査の成果に基づくものとし、飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成に配慮したものとします。

※1 新築とは現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築すること。

※2 建替とは、既存建築物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること。

※3 増築とは、現在建築物が建っている宅地内で、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や棟別又は棟続きで建築物を付加すること。

※4 除却とは、既存の建築物を取り壊し、更地とすること。

※5 工作物には農業用の資材置き場やビニールハウス(基礎を有するガラスハウス等を除く)、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯等が含まれる。

史跡指定地以外の地区における現状変更等の取扱い基準

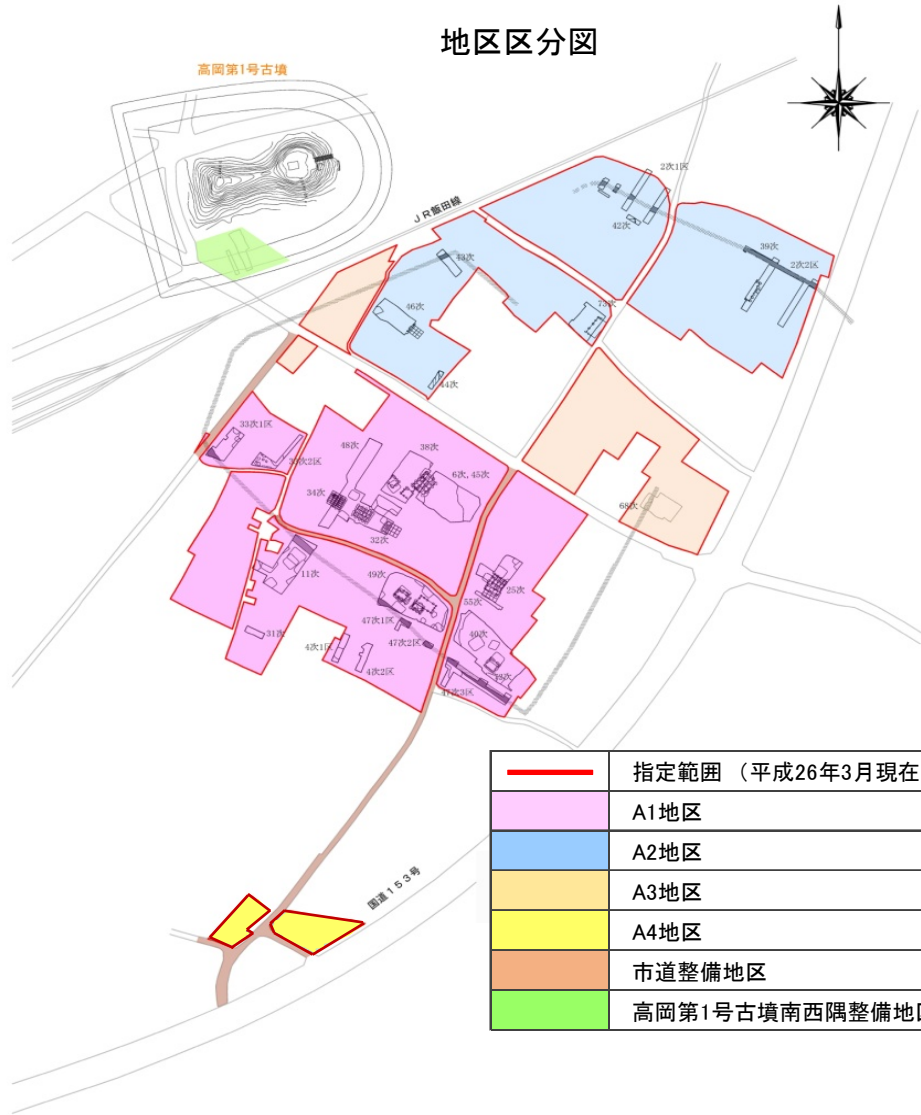
地区名	取扱い基準
B地区	<ul style="list-style-type: none"> ○B地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である恒川遺跡群の範囲内に該当します。 ○未確認の郡庁をはじめとする重要な遺構が存在する可能性が高い地区であるため、地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等を計画した場合は、飯田市教育委員会を窓口とした事前協議を行っていただき、文化財保護法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)の届出又は第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)の通知を長野県教育委員会に提出し、長野県教育委員会と調整したうえで、必要に応じて確認調査等を行い、適切な保護措置を講じていただきます。 ○確認調査により重要な遺構が確認され、当該土木工事等が地下遺構に影響を及ぼす場合は、事業による影響を避けるための計画変更等を求めます。 ○飯田市景観計画、座光寺地域景観計画の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとします。 ○郡衙関連遺構が既に確認されて地中に保存されている個所については、上記事項のほか、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮していただきます。
C・D地区	<ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財包蔵地の恒川遺跡群の範囲内のうち、C地区は国道153号の路線内、D地区はJR飯田線の軌道内が該当します。 ○掘削を伴う道路改良や軌道の改修については、事前協議のうえ必要に応じて法第94条に基づく通知、法第93条に基づく届出を提出いただき、長野県教育委員会からの指示事項にしたがって保護措置を講じていただきます。
恒川遺跡群 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ○この地域の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等により地下遺構の保存に影響を及ぼす行為を計画した場合は、B地区と同様の取扱いとします。 ○県・市指定文化財については、原則として現状変更等が認められませんが、文化財の保存・整備・活用及び公共・公益上必要な場合は、事前協議のうえ、長野県文化財保護条例、飯田市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講ずるものとします。

地区区分ごとの保存活用の方針

表 2

区分	史跡指定地				史跡指定地以外の恒川遺跡群の範囲	
	A1地区	A2地区	A3地区	A4地区	B地区	C・D地区
遺構の状況	郡衙関連の遺構の調査が最も進んでおり、正倉院を構成する施設の配置を一定程度把握しています。	恒川関連の調査をある程度行い正倉院を構成する建物の一部と郡衙の北限の溝を確認しています。	正倉院の一面をなすと捉えられますが、遺構配置の把握はできていません。	南東の近接地で大量の祭祀具が見つかっており、郡衙の統治権の安定・強化等を目的にした祭祀を行った場所と推定されます。	未確認の郡庁を含めた重要遺構が存在する区域を含む可能性が高く、各時代の遺構・遺物も広範に分布していることが予想されます。	遺構の多くは滅失していると考えられます。
地区の状況	比較的農地が多く、一部に個人住宅や事業所が存在しています。	一部農地ですが、大半が宅地であり、個人住宅や事業所が存在します。	ほぼ全域が個人住宅や作業場等によって占められています。	恒川清水と集会所、農地からなります。	国道153号線の沿道は商業集積が進み、東側は優良農地が多く、西側は住宅が多く存在します。	C地区は国道153号 D地区はJR飯田線
現状変更の取扱い	内容により事前に保存目的の調査又は立会調査を実施し、遺構の確認を行うとともに、その保全に万全を期す必要があります。	地下遺構の保存と将来の史跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処し、内容により事前に保存目的の調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保全に万全を期す必要があります。	地下遺構の保存と将来の史跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処し、内容により事前に保存目的の調査または立会調査を実施し、遺構の把握とその保全に万全を期す必要があります。	内容により事前に保存目的の調査又は立会調査を実施し、遺構の確認を行うとともに、その保全に万全を期す必要があります。石碑類・十王堂等の信仰施設は所有団体と調整を図り現状を維持します。	文化財保護法に基づく適切な措置を講じます。	文化財保護法に基づく適切な保護措置を講じます。
公有地化	公有地化を優先的に進めます。	当面の間は現状の土地利用とし、地権者の方の希望等により段階的に公有地化を進めます。	当面の間は現状の土地利用とし、地権者の方の希望等により段階的に公有地化を進めます。	公有地化を優先的に進めます。	—	—
史跡整備	調査成果に基づき史跡公園整備を優先的に進める必要がある場所です。	公有地化の進捗状況を考慮しながら整備を進めていく必要がある場所です。	公有地化の進捗状況を考慮しながら整備を進める必要がある場所です。	調査成果に基づく史跡公園整備を優先的に進める必要があります。水を湛えた景観の復活も図ります。	—	—
追加指定	—	—	—	—	既に重要遺構が確認されている箇所と今後の調査で重要な遺構の確認された個所は追加指定の条件整備を進めます。	—
その他	—	—	地区内の消防詰所は他所への移転について、時期を含めて検討します。	清水北側の集会場については他所への移転について、時期を含めて検討します。	—	—

地区区分図



	指定範囲（平成26年3月現在）
	A1地区
	A2地区
	A3地区
	A4地区
	市道整備地区
	高岡第1号古墳南西隅整備地区



史跡公園
イメージ例

「正倉」の復元

「ガイダンス施設」の整備

地下遺構の地上表示